

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	
開催日時	令和7年7月28日（月）午後6時00分～午後6時45分	
開催場所	朝霞市総合福祉センター2F 第2会議室	
出席者の職・氏名	相河 孝充（副座長）、戸田 康之、高杉 充、鳥居 功、大村 直人、竹村 聡（座長）、大井田 和恵	
欠席者の職・氏名	山崎 有里子	
議題	(1)副座長の選任について (2)朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について (3)その他 ・デフリンピックに関する啓発について（戸田委員） ・手話リンクの朝霞市ホームページへの導入要望について（戸田委員） ・「手話に関する施策の推進に関する法律」に基づく施策及び手話の日や東京2025デフリンピックの市民への周知について（山崎委員）	
会議資料	・令和7年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会次第 ・資料1 朝霞市日本手話言語条例 ・資料2 朝霞市日本手話に係る施策の推進方針 ・資料3 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領 ・資料4 審議会等委員名簿 ・資料5【令和7年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 構成員による確認	
傍聴者の数	1人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

○大井田委員

令和7年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を開催いたします。皆様、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は司会を務めさせていただきます、障害福祉課の大井田です。よろしくお願いいたします。

本日は委員8人中7人が出席されておりますので、会議成立定足数である過半数を満たしていることをご報告いたします。なお、山崎委員から欠席のご連絡をいただいております。

本日は、会議録作成の都合上、会議は録音させていただきます。また、発言の際には挙手の上、お名前を名乗ってからご発言くださるようお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。今回は事前に配付できず、当日の配付となり、申し訳ありませんでした。

配付資料といたしましては、

令和7年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会次第

資料1 朝霞市日本手話言語条例

資料2 朝霞市日本手話に係る施策の推進方針

資料3 朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領

資料4 審議会等委員名簿

資料5【令和7年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）

以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。

本日は、今期初回の懇談会となりますので、委員の皆様にご所属とお名前など自己紹介をお願いしたいと思います。資料4の委員名簿の順に竹村委員からお願いいたします。

○竹村委員（座長）

朝霞市障害福祉課長をしております竹村と申します。よろしくお願いいたします。

○相河委員（副座長）

手話サークルの相河です。よろしくお願いいたします。

○戸田委員

朝霞市聴覚障害者協会の会長の戸田康之です。よろしくお願いいたします。

○高杉委員

同じく朝霞市聴覚障害者協会の高杉充です。よろしくお願いいたします。

○鳥居委員

朝霞市社会福祉協議会の総務課長の鳥居と申します。よろしくお願いいたします。

○大村委員

同じく朝霞市社会福祉協議会、手話担当の大村です。よろしくお願いします。

○大井田委員

朝霞市障害福祉課の大井田です。よろしくお願いします。

それでは、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により、座長を障害福祉課長と定めておりますので、これより議事進行を竹村座長にお願いいたします。

○竹村委員（座長）

それでは、早速進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。まず議事に入る前に、この懇談会は、原則、会議公開の立場をとっておりますので、傍聴人の確認をさせていただきたいと思います。

傍聴人の方いらっしゃらないということでございますので、会議の途中でも傍聴希望者がいらっしゃった際には、随時入室許可をして参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは次第に沿って進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎ 議題（１）「副座長の選任について」

○竹村委員（座長）

朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により副座長は、構成員の互選により定めることとなっております。委員の皆様から、ご推薦等がなければ、私としましては前回に引き続き相河委員に副座長をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、相河委員に副座長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎ 議題（２）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」

○竹村委員（座長）

続きまして、議題（２）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」事務局から説明をお願いいたします。

○大井田委員

それでは、資料をご用意ください。抜粋してご説明いたします。令和7年度7月1日現在の状況ですので、一部予定の箇所もございます。

まず表の左側、事項1「日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策」の（１）をご覧ください。今年は、デフリンピック開催の年となりますので、内容の詳細は未定ですが、デフリンピックをテーマとして、来年2月7日に産業文化センターにおいて、講演会を実施する予定となっております。

続きまして、（４）ですが、小学生以上の市民を対象とした手話体験講座を7月2

5日から8月22日にかけて、全4回開催します。

続きまして、事項2「日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策」の(3)をご覧ください。日程は未定ですが、障害者差別解消法及び日本手話言語条例に係る市の職員向けの研修を実施する予定です。

続きまして、(4)になります。市内小学校4年生を対象として、総合学習の時間に聴覚障害者協会の皆様のご協力を得て、手話学習を実施しています。今年度は、二小、三小、五小で実施済みです。今後、一小、四小、九小、十小で実施する予定です。

続きまして、裏面の左側の事項4「手話通訳者の養成及び確保のための施策」(1)をご覧ください。社会福祉協議会で実施している手話講習会ですが、今年度は前期の昼コースは「入門」で受講者14人、夜コースが「中級」で受講者12人、後期は昼コースが「基礎」、夜コースは「通訳養成 前半」を予定しています。

その他、資料には記載しておりませんが、ろう通訳の派遣を行うため、今年度、ろう通訳者とフィーダーの養成を行います。養成研修受講後は、手話通訳者等派遣事務所に登録していただき、令和8年度からろう通訳の派遣を開始する予定です。

議題(2)については、以上となります。

○竹村委員(座長)

説明が終了しましたので、ただいまの説明についての皆様からご質問ご意見などございますでしょうか。

○戸田委員

令和7年度の取組についてご説明いただきありがとうございました。

講演会についてですが、2月7日、デフリンピック関連の事を開催して下さるということは、デフリンピックが終了した後という事で関連性の高いところでいいと思います。

将来的に令和8年度またはそれ以降で、要望としてお伝えしたい事として、今「デフ・ヴォイス」という小説があるのですが、以前NHKで「デフ・ヴォイス」のドラマが放送されたと思います。

コーダ(耳の聞こえない両親を持つ)の手話通訳者を主人公にした、ろうにまつわる話を取り入れ、裁判でろう者の通訳をするドラマ。そういったドラマが放映されていたんですけども、ドラマは1作目を原作としていたのですが、現在その小説の5作目が連載中になっています。

丸山正樹さんという方が執筆されていますが、その5作目の中に、架空の公立のろう学校を新設して、日本手話で教育をする公立のろう学校ができたという事で、架空のろう学校が取り上げられています。その学校の名前が「朝霞ろう学園」という風になっており、「朝霞」の名前を使っています。おそらくそれは朝霞市が日本手話言語条例を制定していて、それが全国唯一の日本手話言語条例ということで、それをリンクさせて、「朝霞ろう学園」というような架空の名前を付けたのだと。日本手話を使うろう学校を新設したという設定が物語の中にあり、「朝霞」の名前を使ったろう学校を登場させたというところで、私もすごく「朝霞」という名前を見て、とてもびっくりしました。

是非令和8年度かそれ以降か、将来的にという話では是非丸山正樹さんを朝霞市として講演会に呼んでほしいと思います。当事者団体のろう協からお願いしても良いが、やはり朝霞市は、日本手話言語条例を制定した自治体として依頼した方が意味が

あると思いますし、丸山さんとしても喜ばれるのではないかと思いますので、是非ご検討いただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○相河委員（副座長）

丸山正樹さんの小説ですが、連載中との事です。何に掲載されていますか。まだ単行本にはなっていないのですか。

○戸田委員

確認します。

○竹村委員（座長）

他にご質問はございますでしょうか。

○相河委員（副座長）

事項4「手話通訳者の養成」で、ろう通訳の養成講座がスタートしたとのことですが、いつから何名くらい受講しているのでしょうか。

○竹村委員（座長）

では、詳しい状況まであわせてお答えいただいてよろしいでしょうか。

○大村委員

まず、ろう通訳の講習会自体は始まっていません。朝霞市が行う講習会は12月からで、今は、NPO法人手話教師センターが行っている段階です。通訳の理論講座などが行われており、これを受講した方が朝霞市の実技を受ける資格を有するという形で今年度は開講します。現状においては、朝霞市としては始まっていないというのが正しい言い方だと思います。

○相河委員（副座長）

NPO法人の方に実際に受講していることは確認はしていますか。

○大村委員

確認はしています。朝霞の計画にご協力いただけないかなど、教師センターと連絡を取り合っています。

○相河委員（副座長）

もう何人かは受講しているか。

○大村委員

何人か受講しています。

○相河委員（副座長）

その人数自体はまだ言えないのでしょうか。

○大村委員

きこえる者6名、ろう者6名、計12名です。

○竹村委員（座長）

朝霞市としましては今年の6月の議会で今お話があった受講していただくための費用や講習会を開いていただくための予算を確保しましたので、この後実際予算を使って、来年度に向けて社協のお力を借りながら、準備を進めているというような状況でございます。

○相河委員（副座長）

以前、市長が変わったので、白紙に戻ったと聞いていたのですが、予算が通ったということですか。

○竹村委員（座長）

そうですね。

○戸田委員

先ほどの雑誌の名前ですが、「紙魚（しみ）の手帖」です。

○竹村委員（座長）

ありがとうございます。私も確認してみたいと思います。令和8年度以降については、また取り上げる話題などは兼ね合いを考えながら呼び出せるようであれば、せっかく朝霞ゆかりのお話もお伺いできたので、お願いできたらと思います。

他にご質問は大丈夫でしょうか。ここで傍聴人の方がお越しになりました。次の議題に進ませていただければと思います。

◎ 議題（3）「その他」

○竹村委員（座長）

議題（3）「その他」について、戸田委員の方から事前に議題としていただきました。デフリンピックに関する啓発についてを上げたいと思います。戸田委員ご説明をお願いします。

○戸田委員

デフリンピックを啓発してもっと盛り上げていきたいところです。東京都ではデフリンピックのポスターをたくさん掲示してあります。朝霞市もポスター作成が難しいのであれば、東京都のポスターを拝借し、それを朝霞市の駅や市役所などに掲示していただきたい。

○竹村委員（座長）

ありがとうございます。それに関して私の方から状況をお答えさせていただきます。

今、市役所の障害福祉課のところに掲示してあるものだけになってしまっていますが、元々いただいていた枚数が少なかった関係もあり、今は障害福祉課のところに掲示して貼ってあるだけという形になってしまっています。デフリンピックの大会のポスターと、この後またちょっとお話したいと思うんですが、キャラバンカーが全国各地にて回っていますというポスターを提示しています。

先ほど戸田委員の方から駅とか目立つところということで、もちろんそういったところで、皆さんの目に触れるところがいいかなとは思いますが、もちろん朝霞市は応援するという立場の中で主催ではないので、どこまで民間の方々にお願いしていいかという部分も含めて東京都からポスターももらえるかどうかというあたりで、まずは確認させていただいた上で、できるだけいろんな方に見ていただきたいというように考えています。

市の方は私の方からお答えさせていただきましたが、デフリンピックの啓発について、その他ご質問はございますでしょうか。

○大村委員

戸田委員にお伺いします。

3人の選手がデフリンピックに参加される予定で、以前ブラジルでデフリンピックを行われた際には、社協が配信しているYouTubeに出演していただいて、意気込みなどをインタビューする企画をさせていただいたのですが、現選手3名に関して、連絡先が手話通訳の依頼での利用しかないのも、それを打診に使うことができかねるのではないかと、目的外利用になってしまうのではないかと感じたりもしますが、そもそもこういう企画に出演していただけない方々な気がします。なので、外からPRももちろんですけど、当事者自身、選手自身にもそういうところに少し顔を出していただけるような努力を、聴覚障害者協会からも少し働きかけていただいて欲しいと思います。

○戸田委員

選手の中には、福岡のテレビ番組に出演している選手もいるようですので、きっと恥ずかしくはないと思います。矢ヶ部さん、鎌田さんは、大学でインタビューを受けてテレビ出演をしていました。長原さんは、前回のブラジル大会の時に出演しているので、伝えておきます。

○大村委員

ひと声かけていただけると、もう少し直前になった時の撮影では、スムーズに進むと思いますので、よろしくお願いします。

○竹村委員（座長）

ありがとうございます。他にご質問とかはございますでしょうか。

では2点目です。同じく戸田委員の方から手話リンクの朝霞市ホームページへの導入についてということをお願いしておりますのでご説明をお願いいたします。

○戸田委員

今、電話リレーサービスの中で新しく「手話リンク」というサービスができました。さまざまなホームページとリンクさせて、電話リレーサービスを契約していないろう者が手話リンクを使って電話リレーサービスを利用できる新しいサービスとなっております。

今、朝霞市社会福祉協議会で取り入れてくださっています。手話通訳を依頼する際など、新しい連絡ツールになると思いますので、朝霞市のホームページにも、障害福祉課に電話をしたい時などに、手話リンクがあれば、電話リレーサービスを使ってろう者が電話ができるので、市のホームページにも手話リンクを導入していただきたい

い。

○竹村委員（座長）

ありがとうございます。事務局の方から、まずはご質問の議題のご回答させていただければと思います。

○大井田委員

手話リンクにつきましては、市としても市長の方からも早期の導入をということで指示を受けておりまして、契約に向けて関係する課と調整して準備を進めているところです。まだ確定ではないですが、市のホームページのトップページにリンクのボタンを配置して、代表番号に繋がるような形でできればと考えています。

○竹村委員（座長）

事務局からの回答は終わりましたが、何かこの件についてご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では続いて3点目です。

3点目につきまして今日欠席の山崎委員の方から、手話に関する政策の推進に関する法律に基づく施策及び手話の日や東京2025デフリンピックの市民への周知についてということで、議題の方をいただいておりますが、本日欠席されておりますので、代わりに事務局から説明と回答を併せてさせていただければと思います。

○大井田委員

説明からさせていただきます。既に朝霞市では、朝霞市日本手話言語条例施策において、1年に一度講演会を行うなど、手話の普及活動が進められていますが、国でも6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布、施行されました。今後ますます手話の普及が求められていくと思われます。法に基づき関係団体や、市民への手話の施策をどのように実施していくのか、具体的な案などがあれば教えていただきたい。また、法の成立により手話言語の国際デーである9月23日が手話の日となりました。11月には東京2025デフリンピックも開催されます。これらの市民への周知についても、決まっていることがあれば教えていただきたいということでした。

こちらについて、事務局の方からお答えさせていただきたいと思います。

早期に条例を制定した本市といたしましても、「手話に関する施策の推進に関する法律」の制定は、共生社会に向けた大事な1歩だと考えております。従いまして、まずは条例とともに法律を知っていただく取組として、講演会や市職員等研修に法律の紹介を盛り込むことができないかを検討しているところです。

これらにより、市民や事業者に直接、あるいは市の関係者を通じて間接的に多くの方に理解を深めていただきたいと考えております。

次に、「手話の日」につきましては、例年、広報あさか9月号に「手話言語の国際デー」としてブルーライトアップの紹介記事を掲載していますので、そこで「手話の日」についても触れたいと考えております。

また、デフリンピックにつきましては、広報あさかの日本手話情報コーナーでデフリンピック関連の手話単語を紹介しております。

今後の予定としましては、7月31日にデフバドミントンに内定している市内在住の3選手が表敬訪問してくださる予定となっております。後日、広報で紹介してまい

りたいと考えております。また、キャラバンカーが9月22日（月）に朝霞市に訪問する予定がありますので、短い時間ではありますが、連携して機運を高めてまいりたいと考えております。

こちらからもお伺いしたいのですが、デフリンピックのキャラバンカーですが、埼玉県聴覚障害者協会から市の方に協力の依頼が来ています。9月の下旬に、埼玉県内をキャラバンカーが巡回することになっておりまして、朝霞市は9月22日の午後に来る予定になっています。滞在時間は約10分と聞いております。地域の聴覚障害者協会や手話サークルの皆さんと一緒に記念撮影を予定しているとのことです。自治体へは、その場所の確保や写真撮影、広報等について依頼がきています。

市では今現在、どの場所で行うのが良いか検討しているところでして、もし、皆様の方で良いアイデアがあれば、この場でお伺いしたいと思っています。

○竹村委員（座長）

事務局の方から、議題の説明と回答の方をあわせてしていただき、この場でもし良い案がありましたら、皆様から知恵をお借りできればということでお話があったと思いますが、この件についてご質問、こちらからのお願いをこんな場所だったらみんなの目に触れるんじゃないかっていうような良い案とかがございましたら、ちょっとお話いただけると嬉しいなと思っています。

○相河委員（副座長）

時間は何時ですか。

○大井田委員

今、聞いているのが午後2時45分から2時55分です。

○相河委員（副座長）

中途半端な時間ですね。

○竹村委員（座長）

市の方で、今考えられるところとすれば、やっぱり市役所のロータリーのところの広場かなと思っています。

○高杉議員

バスは大丈夫ですか。邪魔にはならないでしょうか。

○竹村委員（座長）

来庁者用の駐車場に入ってもらっても大丈夫ですし、公用車側のちょっと目立たなくなってしまうのですが、公用車側のところに車を停めてもらって、イベント、記念撮影をするということもできるとはと思っています。

○高杉議員

分かりました。

○竹村委員（座長）

ただ、やっぱり一般の人の目に触れるという意味では、市役所は用がある人しかい

ないので、せっかくの機会なので、もしどこか良いところがあればというふうには思っています。

○高杉議員

時間的に合えば、市役所のロータリーでも良いのではないのでしょうか。

○大村議員

手間というところを考えれば、市役所が一番自分たちのフィールドなので楽ですし、今後を含め内定している３人の選手等の懸垂幕など、もし作っていただけて、そのキャラバンカーの来るタイミングに間に合うのであれば、それもあって市役所がいいと思う。ただ、みんなに見てほしい、人が多いということを考えると、朝霞市の中で人が行き来するところは駅だと思う。駅、ロータリーとなってくると、鉄道会社と警察と、みたいに調整をこの１０分間前後を含めて協力いただく必要になるので、何を優先するかだと思います。

○相河委員（副座長）

平日の午後なので、サークル員にも声をかけみますけれども、仕事を持っている人とかはまず難しいですね。なんとか声をかけてみますが。選手もみんな仕事を持っているので、仕事を抜けられませんよね。

○戸田委員

「是非」と言っておきます。

○相河委員（副座長）

選手が来れば一番いいと思うんですけどね。

○戸田委員

そうですね。

○相河委員（副座長）

分かりました。サークル員には周知しておきます。

○戸田委員

ろう協としても会員に周知したいと思います。

○竹村委員（座長）

ありがとうございます。

市で決めなければいけない期限として、８月の中旬には「どこに来てください」というのを回答する期限になっています。まだ少し時間はあるんですけども、今後でもいいので、もし良い情報とかございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、先ほど大村委員の方から、懸垂幕の予定があるかということで、表敬訪問をいただいた後に作成するような気持ちを持っはいるんですけども、キャラバンカーには間に合うかどうか、こちらの方でもスケジュールは確認してみたいと思います。

他にこの件についてご質問とかございますでしょうか。
では議題は以上で全て終了となります。

◎ 閉会

○竹村委員（座長）

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を終了とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。